

# 愛知県地域保健医療計画の見直しについて

## 1 趣旨

愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）を全面的に見直し、次期医療計画を令和6年3月を目途に公示する。

## 2 計画期間

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで（6年間）

## 3 見直し方針（案）

来春に提示される予定の国の医療計画作成指針等踏まえ、見直し作業を進める。

(1) 次期医療計画は、引き続き計画本文及び別表（医療計画に記載されている医療機関名）で作成する。

(2) 現在作成している2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画（以下「医療圏計画」という。）は、計画本文に統合し、一項目とする。

### ＜統合による主な見直しポイント＞

- ・医療圏計画の内容に図表を取り込むなど、記載内容を精査し、県民にわかりやすい計画を作成する。
- ・なお、統合した場合においても、具備される内容に変更はない。

(3) 医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療を追加し、6事業とする。

### ＜具体的な検討項目＞

（厚生労働省 令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会 抜粋）

#### ○平時からの取組

- ・感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
- ・感染拡大時を想定した専門人材の確保等
- ・医療機関における感染防護具等の備蓄
- ・院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

#### ○感染拡大時の取組

- ・受入候補医療機関
- ・場所・人材等の確保に向けた考え方
- ・医療機関の間で連携・役割分担（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等） 等

(4) 構想区域や老人福祉圏域等を考慮しながら、2次医療圏の設定について検討を行う。

(5) 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。

(6) 現行の県医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。

(7) 次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。

(8) 外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、計画の見直しを行う。

## 4 調査

(1) 患者一日実態調査

基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査する。

(2) その他

県内医療機関の医療機能について基礎的な情報を得るため、愛知県医療機能情報システム（あいち医療情報ネット）及び病床機能報告結果を活用する。

## 5 見直し体制

区分	組織
計 画	愛知県医療審議会（医療計画見直しの諮問・答申）
県 全 体	愛知県医療審議会医療体制部会（県計画見直しの審議・検討）
圏 域	圏域保健医療福祉推進会議（各圏域内容見直しの審議・検討） 同医療計画作成委員会（各圏域内容案の作成）

6 スケジュール（予定）

年 月	県 全 体	圏 域	調 査
令和4(2022)年 11月	医療審議会 (諮問等)		
12月			
令和5(2023)年 1月			
2月	医療体制部会（計画の基本方針・構成等の検討）	圏域保健医療福祉推進会議（医療計画策定委員会の設置）	
3月	医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）	医療計画策定委員会（圏域計画の構成等の検討）	
令和5(2023)年 4月			医療情報システム 集計
5月			
6月	医療体制部会 (素案検討)	医療計画策定委員会 (素案検討)	
7月			患者一日実態調査 集計
8月	医療体制部会 (試案検討)	医療計画策定委員会 (試案検討) 圏域保健医療福祉推進 会議（原案検討）	
9月			
10月			
11月	医療審議会 (原案の決定)		
12月			
令和6(2024)年 1月	市町村、関係団体へ意見照会 パブリックコメント	医療計画策定委員会 (原案修正)	
2月	医療体制部会 (修正原案→案)	圏域保健医療福祉推進 会議（修正原案→案）	
3月	医療審議会（答申）		

現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和23年7月30日）

第5章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針（第30条の3）

第二節 医療計画（第30条の4～12）

2 計画期間

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間

3 体系図

